

平成 24 年 1 月 13 日

日本薬学図書館協議会

平成 24 年度-平成 25 年度役員候補者の受付について

(公 示)

日本薬学図書館協議会役員任期の満了にともない、会則第 8 条、第 9 条および理事・監事の選出手続に関する細則に基づき役員候補者を受け付けいたします。

記

1. 候補受付役員名

- (1) 理事
- (2) 監事

2. 候補受付期間

- (1) 平成 24 年 1 月 16 日 (月) ~2 月 29 日 (水) (消印有効)
- (2) 候補受付期間以後の届出は一切受け付けません。また、所定の様式を満たしていない場合の届出は無効とします。

3. 候補届の様式・提出

- (1) 立候補の場合は、「別紙様式 1」に基づき作成し提出してください。
- (2) 推薦による場合は、「別紙様式 2」に基づき作成し提出してください。
- (3) 「様式第 1 号」「様式第 2 号」とも A 4 判の大きさとしします。

4. 候補届の郵送先

候補届は「書留郵便」で「役員候補届在中」と朱書の上、郵送するか、もしくは書面の画像を PDF 等でメールに添付して送付してください。

日本薬学図書館協議会事務局

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル

株式会社毎日学術フォーラム内

E-mail : jpla@mycom.co.jp

以上

日本薬学図書館協議会会則（抜粋）

〔役員〕

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 理事 7名以上 10名以内
- 監事 2名
- 評議員 本会則第10条2項に定める数

2 理事のうち、1名を専務理事とする。

〔役員を選任〕

第7条 会長は、評議員会において第8条4項に基づく理事候補者のうちから候補者1名を推薦し、総会において選出する。

第8条 理事は、評議員会において正会員の職員、個人会員および学識経験者のうちから、各地区に配慮して定数を選出し、総会において承認をうける。

- 2 専務理事は、理事会の互選により選出する。
- 3 学識経験者からの理事の選出数は、3分の1を超えないものとする。
- 4 その他、理事の選出手続に関する細則は、別に定める。

第9条 監事は、評議員会において正会員の職員および学識経験者のうちから定数を選出し、総会において承認をうける。

- 2 監事は、理事および評議員を兼ねることはできない。
- 3 その他、監事の選出手続に関する細則は、別に定める。

第10条 評議員は、各地区毎にその地区の正会員の機関の長または責任者（以下「館長」という。）および主任司書または実務責任者（以下「主任司書」という。）のうちから定数を互選し、総会において承認をうける。

2 前項の定数は、地区の正会員数の10分の1とし、端数は切り上げる。

〔役員の欠員補充〕

第11条 役員が定数より欠けたときは、速やかに補充するものとする。

- 2 会長、理事、監事の欠員は、理事会で候補者を推薦し評議員会で選出して補充する。
- 3 評議員の欠員は、地区で互選して補充する。

〔役員任期〕

第12条 役員任期は、1期を2年とし、継続3期を上限とする。ただし、会長または理事会が指名し、評議員会および当該者が了承した場合は、その限りではない。

- 2 補充により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は所属機関を退職した場合には原則として退任するものとする。ただし会長はこの限りではない。

